

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」ロゴマーク使用に関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日決定

令和 6 年 3 月 1 日改定

(目的)

第1条 この要綱は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が創設した「創造都市ネットワーク」のデザイン分野に神戸市（以下「市」という。）が認定されたことに伴い、ユネスコと市が作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用について必要な事項を定めることにより、「デザイン都市・神戸」の取り組みの周知、発信に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの使用ガイドラインは別添のとおりとする。

(使用)

第3条 ロゴマークは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除き、ユネスコ創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」の取り組みの趣旨に賛同するすべての個人・企業・団体等が使用できるものとする。

- (1) 神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 収益を生み出す活動に使用するとき
- (6) 市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条1項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したとき
- (7) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適当であると市が認めるとき

(使用の手続き)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に「ロゴマーク使用申請書」（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、必要な資料を添付して市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の申請内容が第1条に定める使用目的に合致するとき、ロゴマークの使用を承認するものとする。
- 3 市が後援名義等の使用承諾をした事業については、使用の手続きを省略することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、申請した使用開始日から最長3年間とする。

- 2 申請した使用期間の終了日を超えて継続して使用を希望する場合は、前条第2項の承認を受けなければならない。

(使用上の注意事項)

第6条 使用者は、使用するデザインについて、別添のロゴマークの使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- 2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が責任をもって対処するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 市は使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができるとしている。

(使用の取消)

第7条 使用者が、次の各号にあたる場合、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
(2) 様式第1号の記載内容に虚偽が認められた場合
(3) その他この要綱に違反した場合

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、ロゴマークの取り扱いについて判断しがたい事案が生じた場合は、市の指示に従う。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日より施行する。ただし、この要綱の施行の際現にロゴマークを使用している者又は使用の申請をしている者に係る使用期間については、なお従前の例による。